



府地事第311号

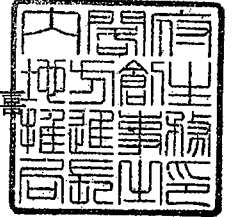
令和2年4月24日

千代田区都市計画審議会

会長 岸井 隆幸 殿

内閣府地方創生推進事務局

事務局長 海堀 安喜



国家戦略特別区域法第21条第5項の規定に基づく

千代田区都市計画審議会への付議について

東京圏国家戦略特別区域会議が東京圏国家戦略特別区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるに当たり、下記の事項について、同区域会議に設置された東京都都市再生分科会において別紙のとおり案が決定されたので、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第21条第5項の規定に基づき、付議する。

記

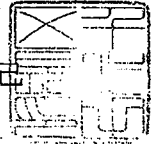
- 1 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都都市計画地区計画内神田南部地区地区計画
- 2 添付書類
 - (1) 計画書
 - (2) 総括図
 - (3) 計画図



2千環景都収第102号
令和2年6月16日

千代田区都市計画審議会会長 殿

千代田区長 石川 雅 也



令和2年度第1回千代田区都市計画審議会への付議について

千代田区都市計画審議会条例（平成12年千代田区条例第29号）第2条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について審議会に付議する。

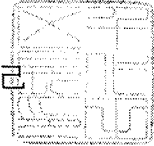
記

- ・東京都市計画地区計画 内神田南部地区地区計画

30 千環景都収第 164 号
平成 30 年 6 月 25 日

千代田区都市計画審議会会長 殿

千代田区長 石川 雅 己



平成 30 年度第 1 回千代田区都市計画審議会への諮問について

千代田区都市計画審議会条例（平成 12 年千代田区条例第 29 号）第 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記の事項について審議会に諮問する。

記

1 諮問事項

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定する千代田区の「都市計画に関する基本的な方針（千代田区都市計画マスタープラン）」の改定について

2 諮問理由

現行の区の「都市計画に関する基本的な方針」は平成 10 年 3 月に策定され、20 年が経過し、目標年次（2018～2020 年頃）を迎えている。

この間、区の人口構造や区を取り巻く社会経済状況、都市のありようは大きく変化するとともに、人優先のユニバーサルな都市基盤整備、災害に強く環境に配慮した持続可能性の高いまちづくりなど、都市に求められる機能も高度・多様化してきた。

そこで、現行の「都市計画に関する基本的な方針」における理念や将来像、目標や方針及び地域別構想が、こうした環境の変化に対応できているのかを検証し、改定に向けた検討を行うため。